

下松市における建築行為等に係る都市計画の法規制について

令和 7 年 4 月 1 日現在

【建築基準法関係】

○：該当有り ×：該当無し

項目	該当	摘要
屋根等不燃化地域 (法第 22 条関係)	○	周南都市計画区域のうち、防火地域、準防火地域、大字笠戸島を除いた区域
道路 (法第 42 条関係)	○	道路の種別は、下松市都市政策課又は特定行政庁(山口県周南土木建築事務所)へお問い合わせください。
容積率 (法第 52 条関係)	○	都市計画総括図のとおり 用途地域の指定のない地域は、下記の表のとおり
建蔽率 (法第 53 条関係)	○	都市計画総括図のとおり 用途地域の指定のない地域は、下記の表のとおり
斜線制限 (法第 56 条関係)	○	法令のとおり 用途地域の指定のない地域は、下記の表のとおり
日影規制区域 (法第 56 条の 2 関係)	○	法別表第 4(に)欄の(二)号に記載の住居系地域 山口県建築基準条例 第 21 条の 2 参照
建築協定 (法第 69～77 条関係)	○	東陽七丁目地内

<用途地域の指定のない地域の建築形態規制>

対象となる地域	大字笠戸島	左記以外の区域
容積率	200%	100%
建蔽率	70%	60%
道路斜線制限	∠1.5	∠1.25
隣地斜線制限	20m + ∠1.25	20m + ∠1.25

建築基準法関係でご不明点がございましたら、山口県周南土木建築事務所建築住宅課へお問い合わせください。電話：0834-33-6475(直通)

【盛土規制法関係】 ご不明な点がございましたら、下記にお問合せください。

項目	問い合わせ先
宅地造成等工事規制区域	山口県土木建築部建築指導課：083-933-3866
特定盛土等規制区域	山口県農林水産部森林整備課：083-933-3480

【都市計画法関係】

○：該当有り ×：該当無し

項目	該当	摘要
都市計画区域	○	都市計画総括図のとおり
準都市計画区域	×	
区域区分	○	市街化区域及び市街化調整区域 都市計画総括図のとおり
用途地域	○	都市計画総括図のとおり
特別用途地区	×	
特別用途制限地域	×	
高層住居誘導地区	×	
高度地区又は高度利用地区	○	高度利用地区：下松駅前地区第一種市街地再開発事業区域
防火地域又は準防火地域	○	都市計画総括図のとおり
景観地区、風致地区	×	
駐車場整備地区	×	
臨港地区	○	都市計画総括図のとおり
緑地保全地域等	×	
流通業務地区	×	
生産緑地地区	×	
都市施設(道路、公園)	○	都市計画総括図のとおり
土地区画整理事業	○	都市計画総括図のとおり
市街地再開発事業	○	都市計画総括図のとおり
地区計画	○	都市計画総括図のとおり

「都市計画総括図」は下松市ホームページに掲載しています。

【その他】

○：該当有り ×：該当無し

項目	該当	摘要
景観法(景観計画区域)	○	下松市全域
景観協定	○	コモンステージ桜町景観協定

都市計画法関係でご不明な点がございましたら、下松市都市政策課へお問い合わせください。
電話：0833-45-1861(直通)